

本学会では、公衆衛生従事者の公衆衛生学に関する知識と能力を高めることが、重要な課題と認識し、多方面から検討を重ねてまいりました。推進方法として、公衆衛生専門職制度について、平成17年9月に専門職制度検討委員会を設置し、検討して参りましたが、このたび下記のとおり専門能力認定制度（案）をまとめることができました。

この制度（案）に対して、会員からの意見をお聴きしたいと存じますので、平成19年12月末日までに、日本公衆衛生学会事務局宛ご意見をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

平成19年10月24日

日本公衆衛生学会専門職制度検討委員会

委員長 相澤 好治

理事長 實成 文彦

日本公衆衛生学会専門能力認定制度（案）

1. 背景：慢性非感染性疾患が増加する中で、予防医学の必要性は益々高まっており、民間の公衆衛生活動を含め、あらゆる分野の公衆衛生活動の質的向上を図り、国民の健康増進に寄与することが、日本公衆衛生学会に求められている。学会は研究発表等を通じて、知識、技能、経験の共有化を図ることが主たる目的であるが、公衆衛生学に関する基本的知識や新たな知見を習得する機会を提供することも重要な使命である。公衆衛生学に関する一定の能力を認定する制度は、学会員の質的向上に寄与すると考えられる。これにより、学会員が具備すべき知識、技能、態度を認識することができ、生涯学習の目標が明瞭になる。
2. 目的：日本公衆衛生学会員の公衆衛生学の専門能力に関わる知識、技能、態度について評価し、その能力を認定することにより、学会員の公衆衛生学の専門能力に関する自己研鑽の意欲を増して質的向上を図り、わが国の公衆衛生向上に資することを目的とする。
3. 認定対象：日本公衆衛生学会会員
4. 認定基準：
 - 1) 申請資格：下記の(1)(2)(3)すべて満たす者は申請することができる。
 - (1) 申請時まで引き続き5年間以上の日本公衆衛生学会会員歴であること。
 - (2) 日本公衆衛生学会総会に本人が2回以上発表しているか、日本公衆衛生学雑誌に1報以上の筆頭論文の発表があること。
 - (3) 下記のいずれかを満たすこと。
 - ① 日本公衆衛生学会専門能力認定研修150時間以上受講し、その中50時間は本学会が主催した研修（注1）
 - ② 国立保健医療科学院専門課程または研究課程を修了（注2）
 - ③ 認定委員会が前二者と同等と認めた場合で国内外の大学院修了（注3）
 - 2) 試験
毎年1回以上試験を行う。（注4）
 - 3) 特別認定
被認定者と同等の能力を有すると認定委員会が認めた場合、認定することができる。当該認定方法については別に定める。

5. 評価項目：

- 1) 個人と集団の関係に対する理解，ことに健康事象を集団として取り扱い，健康の実態とその規定要因を明らかにすることの意義を理解し，そのための疫学的知識と技術を持つ。
- 2) 家庭，地域，職場，学校などあらゆる生活の場における環境条件と健康事象の関連を理解し，その改善を通じて人々の健康を実現する技法を持つ。
- 3) 保健医療福祉の分担と連携の意義を認識し，ことに健康増進から疾病予防並びにリハビリテーションの一貫した活動の重要性を理解し，そのための実践的技法および管理技法を持つ。

6. 更新

認定後，毎5年間に150時間を受講し，能力更新認定が認められれば更新される。(注5)

7. 認定者

日本公衆衛生学会理事長が認定する。

8. 専門能力認定業務

日本公衆衛生学会専門能力認定委員会を設け，実施細則を定めて実施する。

9. 研修内容

能力認定研修の内容については，日本公衆衛生学会専門能力認定委員会が生涯研修委員会と共同で作成する。認定研修内容の中で，疫学，生物統計学，健康政策・管理，健康教育，環境保健はコアとなる。その他社会科学的技法，衛生法規，生命倫理などが考えられる。また新たな公衆衛生上の問題や動向について研修を行う。

注1 認定研修には日本公衆衛生学会が主催した「日本公衆衛生学会主催専門能力認定研修(学会主催研修)」と，同学会が指定した他機関主催の「日本公衆衛生学会指定専門能力認定研修(学会指定研修)」の2種類がある。

注2 (旧) 国立公衆衛生院の専攻課程，専門課程，研究課程の修了は同等とみなす。

注3 国内の社会医学系または保健学系大学院修士課程・博士課程修了，公衆衛生大学院修了，国外大学 MPH, Dr. of Public Health 取得，等が挙げられる。

注4 第1回の試験は，学会主催研修の開催時間が50時間に達した後に行う。

注5 能力更新認定は，成果発表ゼミナールや学会での発表など，日本公衆衛生学会専門能力認定委員会が指定する方法で行う。

意見の送り先 日本公衆衛生学会事務局
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8 公衛ビル
FAX : 03-3352-4605 E-mail : phgakkai@jpha.or.jp